

「日弁連知的財産センター」の活動と歴史

日弁連知的財産センター¹

1. はじめに

「日弁連知的財産センター」（以下「知財センター」と称する。）は、知的財産権の確立・普及等を推進することなどを目的とする日本弁護士連合会（以下「日弁連」と称する。）²内の知的財産分野の専門特別委員会である^{3、4}。

その組織の系譜は後述のとおりであるが、日弁連の歴史に匹敵するほどの伝統を持つ「知的財産制度委員会」と、2002年（平成14年）2月25日に小泉内閣が「知的財産戦略会議」を開催して総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部⁵の設置が決定されたことを受けて同年6月22日に日弁連内に設置された、日弁連会長を本部長とする「知的財産政策推進本部」とが発展統合されて、2009年（平成21年）6月1日に誕生した組織であり、日弁連の知的財産政策の舵取りを担っている組織といっても過言ではない。

以下、その組織の概要や沿革をご紹介します。

2. 知財センターの組織の概要

(1) 目的

知財センターの目的は、「知的財産権の確立、普及及び国民的理解を増進し、紛争処理制度等司法関連事項に関する政策の提言等を通して、よりよい知的財産制度の発展を図るとともに、会

1 文責：日弁連知的財産センター委員長・弁護士林いづみ、同事務局長・弁護士伊原友己

2 日本弁護士連合会（日弁連）は、全国52の弁護士会（これは基本的に各都道府県単位で一の弁護士会があり、東京は「東京弁護士会」、「第一東京弁護士会」及び「第二東京弁護士会」の3会が存在し、北海道においても、「旭川弁護士会」、「釧路弁護士会」、「札幌弁護士会」及び「函館弁護士会」の4会が存在する。なお、これらの各地域に存在する弁護士会は、「単位会」と称されることもある。）、弁護士及び弁護士法人等が構成員となって組織される法人であり、日本全国すべての弁護士及び弁護士法人は、各地の弁護士会に入会すると同時に日弁連に登録しなければならない。日弁連は、日本国憲法の制定に伴う戦後の司法制度改革の一環で制定された弁護士法に基づき設立された法人であり、1949年（昭和24年）9月1日に創設された。2013年9月1日現在、弁護士33,581名である。

3 日弁連には、資格審査会や懲戒委員会等の法定委員会、人権擁護委員会や司法制度調査会などの常置委員会と並んで、種々の目的毎に多くの特別委員会等が設置されているが日弁連知的財産センターもその中の一つに位置づけられる。なお、各特別委員会等の名称は、必ずしも「〇〇委員会」という名称が付されるものではなく、「センター」、「本部」、「会議」、「協議会」、「ワーキンググループ」などの種々の名称が適宜付される。

4 平成21年2月19日付け日弁連理事会の議決で制定された「日弁連知的財産センター設置要綱」に根拠を置くものである。

5 知的財産戦略本部の沿革は、以下のURL記載のとおりである。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/enkaku.html>

員が知的財産業務に関与するための施策を企画する等の活動に取り組むこと」である（日弁連知的財産センター設置要綱2条）。

(2) 任 務

知財センターは、前項の目的を達成するため次に掲げる活動を行うこととされる（日弁連知的財産センター設置要綱3条）。

- ① 知的財産権についての調査、研究及び提言
- ② 知的財産権に関する立法及び制度についての立案及び提言
- ③ 知的財産権に関する立法及び制度についての、政府、審議会、関連諸団体等との協議及び交流
- ④ 知的財産に関する法曹養成及び会員の研修に関する事項
- ⑤ 知的財産に関する会員の業務拡大に資する活動
- ⑥ その他我が国における知的財産制度の維持及び発展に必要な活動

(3) 委員の構成

知財センターの委員の数は、85名以内と規定され、東京都、大阪府、愛知県といった大都市（多くの弁護士会員が所在する単位会）からの所定の員数が委員となるべきこととされ、また、その他の全国各地域の意見も反映させるべく、各地域（北海道弁護士会連合会など高裁所在地単位で組織される各地の弁護士会連合会）からも最低2名の委員が選任されることとなっている。知財センターの委員は、各地域や単位会からの推薦を参考に日弁連理事会で選任されることになっており、任期は2年であり、重任は妨げないこととされている⁶。2013年度⁷は、委員長以下、76名の委員が全国の単位会から選出されている。知財センター委員には、政府の知的財産戦略本部、経済産業省の産業構造審議会や特許庁の各種検討会、文部科学省の文化審議会等の委員に就任している者も多く、また牧野利秋（第一）を始めとした東京高裁・知財高裁その他の裁判所の知的財産専門部での豊富な執務経験を有する元判事、さらには外務省や経済産業省の任期付職員としての勤務経験を有する委員もあり、まさに多士済々で質量共に豊富な陣容を誇っている。

(4) 役 職

知財センターの役職としては、委員長⁸1名、副委員長若干名が置かれることとされ、それらの役職者は委員の互選で決まる。任期は1年であり、再任を妨げないものとされている。

なお、2009年（平成21年）6月の知財センター創設以来、本年度までの委員長は、下記のとおりである。

2009年度	飯田 秀郷（東京 ⁹ ）	2012年度	松本 司（大阪）
2010年度	片山 英二（第一）	2013年度	林 いづみ（東京）
2011年度	末吉 互（第二）		

6 知財センターに限らず、日弁連に設置される特別委員会に関する事項は、特別委員会規則（昭和43年7月20日規則第22号〔最終改正平成13年11月20日〕）に根拠を置くものである。

7 日弁連の年度は、6月1日から翌年5月31日までである。

8 「センター長」と称されることもあるが、正式には「委員長」である。

9 氏名の後に記載した都道府県名は、所属の単位会を指し、「第一」「第二」は、それぞれ「第一東京弁護士会」、「第二東京弁護士会」を指す。

(5) 事務局

知財センター内には、委員の弁護士で構成される事務局が設置されることとなっており、2013年度（平成25年度）においては、事務局長1名、事務局次長1名の外、在京、在阪の単体会から24名の気鋭の弁護士が事務局員として選任されている¹⁰。

(6) 幹事

知財センター内には、通例、数名の幹事が置かれる¹¹。幹事の職責は、「会長又は委員長の旨を受け、委員会の議案の立案、整理、資料の蒐集および調査、研究等をなすもの」とされる（特別委員会規則第10条4項）。

2013年度に幹事を委嘱された者は、吉原省三（東京）、竹田稔（東京）、中山信弘（第一）、小林十四雄（第二）、久保利英明（第二）及び古城春実（第二）であって、いずれ劣らぬ知財界の重鎮である。当然のことながら、幹事には、その豊富な知識や経験に基づき、適時適切に知財センターの運営や意見形成過程等において助言をなすことが期待されているものであり¹²、議案の立案や資料の蒐集、整理といった事務的な作業を行うことが求められているものではない。そのような作業は、まさに正副委員長や事務局員の職責である。

3. 知財センターの活動形態

(1) 全体会議

委員が一同に会しての会議（「全体会議」と称される。）は、毎月一回、午後1時から午後3時まで、東京・霞ヶ関にある弁護士会館に全国各地から大勢の委員が集まって開催される。遠隔地の委員の利便性を考慮して、テレビ会議システムを利用して全体会議に参加することもできるようになっている。多いときには、全国5、6箇所の委員が同システムを利用して会議に参加している。全体会議では、事務局長の議事進行のもと、パブリックコメント対応等の法制度改革関連案件（日弁連として提出する意見書等の草案作成）、知財研修その他のイベント関連案件（企画、準備、実行）、弁護士業務案件、裁判所や特許庁等の知財関係国家機関や知財関連業界団体その他の国内外の知財関係団体との意見交換や連携に関する案件等、各種の審議事項を審議し、また報告事項の報告を行っている。

(2) プロジェクトチーム（PT）等の設置

知財センターは、80名程度の委員を擁する大所帯であり、常に全体会議で審議するとなれば、なかなか議論が深まらないので、各委員の専門性をも考慮し、分科会的な意味合いで分野毎にプロジェクトチーム（PT）が組織されている。2013年度に設置されているPTは、特許PT（座長・辻居幸一）、意匠・商標・不正競争PT（座長・松尾和子）、著作権PT（座長・早稲田祐美

10 事務局員は、知財関連業務の知識と経験を有する中堅（2013年度においては、45期以降）の在京、在阪の弁護士にお願いしている。

11 特別委員会規則第10条に基づくものである。幹事は、委員の中から選任される場合と（同条2項）、日弁連会長の同意を得て、委員以外の者に委嘱する場合とがあり（同条3項）、知財センターの幹事は、後者である。

12 特別委員会規則第10条4項の条文解釈に関していえば、「・・・研究等をなすもの」の「等」に含まれるものである。

子)、国際P T (座長・村田真一)、研修・業拡P T (座長・末吉互)、渉外P T (座長・寒河江孝允)の6 P Tである。

知財センターの各委員は、少なくとも一つのP Tを選択し、それに所属して活動することになっている。各P Tにおいては、その時々取扱事項(委員長や全体会議から個別案件での調査や準備活動等が付託される。)に関し、全体会議日当日の午後3時から午後5時の時間帯にP T会議が開催されて議論されることが多いが、それ以外にも臨機応変に会合が開催され、あるいはP T毎に作られているメーリングリストを活用して随時活発な議論がなされている¹³。そして、各P Tで準備的に議論されたものが全体会議に上程されて、さらに議論が重ねられて知財センターとしての方向性が定められることになる。

なお、このP Tとは別に、知財センター横断的に、テーマ毎に検討チームが設けられることもある。2013年度においては、知財裁判制度検討チームが立ち上げられ、委員長以下16名の委員が知財裁判制度に関する個別テーマの調査研究等を行っている。

(3) 正副委員長、事務局会議

通常、全体会議開催日の午前11時30分から午後1時までの間、ランチタイムミーティングの形式で、その日の全体会議での審議事項等の下打ち合わせとして、正副委員長、事務局会議が開催される。この会議は、あくまでも全体会議での審議順序や時間配分、報告担当者の確認等の事務的なものであり、実質的な審議は全体会議でなされることが予定されている。

4. 知財センターの活動内容

(1) 最近の主な日弁連意見¹⁴

① 違法ダウンロードの刑事罰導入についての意見書等

日弁連では、2011年(平成23年)12月15日付けで「違法ダウンロードに対する刑事罰の導入に関する意見書」を公表し、著作権法30条1項3号により規制の対象となっている行為(いわゆる違法ダウンロード)に対して刑事罰を導入すべきか、という問題について、少なくとも現時点において、違法ダウンロードに対して刑事罰を導入することには反対であるとの意見を表明し、また、2012年(平成24年)6月21日には、日弁連会長声明(当時の会長は山岸憲司である。)も出している。当該会長声明では、「違法ダウンロード刑罰化」の修正案は、政府提案の著作権法改正案とは全く関連性のないものであり、これが修正動議で提案されること自体、法律改正の在り方として重大な疑義がありかつ拙速審議であるとして、立法手続の問題を指摘する一方、今後の課題として、①国及び地方公共団体並びに音楽・映像コンテンツ提供事業者に対して、違法ダウンロード防止の重要性に対する理解を深めるためより効果的な方法による啓発等を進めること、特に、未成年者が違法ダウンロードの防止の重要性に対する理解を深められるよう教育の充実を図ること、②音楽・映像コンテンツ提供事業者に対して、インターネット利用者が違法なインターネット配信等から音楽映像を違法と知らずに録音録画することを防止するため、エルマークの使用及び周知徹底等により、容易に違法か否かを判別できるような措置を適切に講ずること、③

13 各委員は、正規の所属P T以外のP Tのメーリングリストにも任意に加入することが認められ、複数のP Tに参加することも妨げられない運用になっている。

14 日弁連意見書等の詳細は、日弁連ウェブサイトを参照されたい。 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/category/intellectual.html>

警察・検察に対して、捜査権の濫用が生じないよう慎重な運用を徹底すること、及び、インターネットを利用する行為の不当な制限につながらないように最大限配慮することを強く要請した。

② 「商標制度の在り方について」(案)に対する意見書

日弁連は、2013年(平成25年)1月16日付けで、「産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書『商標制度の在り方について』(案)に対する意見書」を公表した。

これは、新しいタイプの商標の保護の導入において、国際的趨勢に鑑み、「動き」、「輪郭のない色彩」及び「音」等の非伝統的商標(新しいタイプの商標)の保護制度を導入すること等については、基本的に賛成する旨の意見を表明し、また速やかに「商標」の定義に商標の本質的要素である自他商品役務の識別性を追加規定するべきであるとする意見を述べたものである。

③ 特許付与後の異議制度の復活についての意見

日弁連は、2013年(平成25年)1月16日付けで「産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書『強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて』(案)に対する意見書」を公表した。

これは、現在導入の検討がなされている「付与後レビュー制度」は、平成15年特許法改正で廃止された特許付与後の異議申立制度と実質的に同一の制度を復活させるものであって、同改正法の趣旨に反すると思料されるので、付与後レビュー制度を導入するためには、廃止された異議申立制度について指摘されていた弊害を解消する対策を併せて整備すべきであると意見するものである。

④ TPP(知的財産分野)関連

日弁連から、2013年(平成25年)7月19日付けで「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する意見(その2)」と題する意見書が公表されている。その概要は、下記のとおりである(検討項目については、意見書検討時点において、わが国はまだ正式に交渉には参加しておらず、テキストの閲覧に基づく正確な情報を得ることができない時点のものである。)

- a 「視覚で認識できない商標」につき、「においの商標」については、導入している欧米においても維持されている登録例はわずかであり、その必要性を含めて、導入にはさらなる議論が必要であるとの意見である。
- b 「地理的表示」について、日本には、地理的表示に関連する制度として(i)不正競争防止法第2条1項13号(品質誤認表示の禁止、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定「TRIPS」第22条に対応)、(ii)酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6に基づく産地表示(国税庁告示)及び製法(法令解釈通達)(TRIPS第23条に対応)及び(iii)地域団体商標(商標法第7条の2)がある。このうち、地域団体商標は、地域の名称・商品又は役務の名称からなる商標について全国レベルの周知性を緩和して地域ブランドについての団体による商標権取得を容易化したものであり、今後法案化が予定されている商標法改正では、さらに、主体要件の緩和が予定されている。加えて、証明商標制度の活用も検討されているところであるので、地理的表示に関し、審査基準や商標等の既存名称との関係整理も視野に入れて十分な検討をする必要があるという意見である。
- c 「著作権の保護期間」については、著作権保護期間の延長問題について、日弁連は既に、2006年(平成18年)12月に関係者からの意見聴取のプロセスを踏んで慎重に検討されるべきであるという意見を表明しているところ、仮に保護期間が延長される場合には、同時に、い

いわゆる「孤児著作物」(orphan works)の問題の解消のための実効的な方策が併せて講じられるべきであるという意見である。

- d 「著作権侵害事件の非親告罪化」については、日弁連では、2007年(平成19年)2月に非親告罪化に反対する意見を表明しているところ、著作物の利用は日常的に行われるものであって、非親告罪化は一般市民への影響が非常に大きいと考えられることから、慎重に対処すべきであるという意見である。

⑤ 内閣法制局等への意見

日弁連は、2013年(平成25年)6月20日に「平成24年著作権法改正(平成24年法律第43号)における法令審査過程に関する意見書」と題する意見書を内閣法制局等に対して提出し、公表した。

これは、いわゆる日本版フェアユース規定の導入ということで審議されていた平成24年改正著作権法(平成24年法律第43号)に関し、文化庁が内閣法制局に対し、平成23年11月15日に提出した改正法の原案では、平成23年1月の文化審議会著作権分科会報告書の趣旨に沿う1箇条の権利制限に係る一般規定となっていたところ、国会へ提出された改正法案では、4箇条の個別規定に修正されていたので、その経緯を調査するべく行政文書開示請求を行い、文化庁及び内閣法制局から資料を受領して、資料を精査したが、その修正の経緯及び理由は不明であった。しかし、国民の知る権利及び行政文書開示制度の趣旨に鑑みれば、行政機関における審議検討の過程を含めた立法過程全般が記録、保管されてしかるべきであり、また、国民から要請があった場合にはそれらが速やかに開示されなければならないはずであり、前記修正の経緯、理由につき文化庁及び内閣法制局に対し、これを明らかにするよう求めると共に、今後、法案修正に係る経緯、理由につき記載した資料を作成、保管し、国民から要請があった場合には速やかに開示ができるようにしておくべきであると指摘した意見書である。

(2) 知財高裁及び東京地裁・知的財産権部との意見交換会

知財センターでは、1999年(平成11年)から毎年1回、知的財産訴訟に関する事項について、知財高裁、東京地裁の知的財産権部¹⁵と意見交換会を開催しており、2000年度(平成12年度)ないし2012年度(平成24年度)の意見交換会の内容は判例タイムズに公表されている(判例タイムズ1051号, 1095号, 1124号, 1160号, 1177号, 1179号, 1207号, 1240号, 1271号, 1301号, 1324号, 1348号, 1374号, 1390号)。

なお、2013年(平成25年)1月22日に開催された2012年度(平成24年度)は、裁判所側は知的財産高等裁判所から11名、東京地方裁判所から2名の裁判官が出席され、平成23年改正特許法の下での実務の運用や国際訴訟等をテーマとして意見交換がなされた。

(3) 国際展開

① 国際会議の開催サポート、意見表明等

国際法曹協会(I B A [International Bar Association])¹⁶の日本大会が2014年(平成26年)に開催される予定であり、そのイベントが本年11月に予定されているため、わが国の知的財産訴訟制度を紹介する企画を鋭意準備しているところである。

15 東京地裁は、民事第29部、同40部、同46部、同47部が知的財産事件のみを扱う知財専門部である。

16 約3万人の世界各国の法曹、195以上の法曹団体が加盟する、世界最大の法律家の団体である。

② 中小企業の海外展開支援

わが国の中小企業が海外に工場や事業所を展開し、あるいは国際取引を行うような場合には、当該国の法制度や法律慣行等を踏まえて事業活動を展開する必要があるところ、中小企業には、そういった場合の法律専門家へのアクセスが種々の事情から困難な場合がある。知財センターでは、中小企業の海外展開に資するよう、知財リーガルサービスのアクセスの向上に向けて努力しているところである。

(4) 各種団体との協議

必要に応じて知財関連団体との意見交換会を開催し、これを通じて情報の共有と議論の深化を図っている。

2012年度（平成24年度）は、同年11月1日に、日本知的財産協会特許第1～第3委員会、ライセンス委員会との意見交換会を実施した。日本知的財産協会との協議会は、通例年1回開催され、産業界の要望や質問を知財法曹として吸い上げ、これに応える充実した機会となっている。

(5) 知的財産法研修の実施

日弁連における研修においても、知財センターは、知的財産専門弁護士の育成を目的として、2003年（平成15年）以来、毎年、カリキュラムの編成（講師やテーマ選定）から運営に至るまで¹⁷、中心となって知的財産法研修を実施している。

知的財産法研修は、法律改正等の動きに併せたタイムリーなものから、関連業界から弁護士以外の講師を招く等して、知財関連業界全体を概観できるものまで、幅広い内容になっている。

5. 知財センターの沿革

(1) 工業所有権制度改正委員会の系譜

① 「工業所有権制度改正委員会」

1963年（昭和38年）2月19日開催の日弁連の全体理事会において議題として「工業所有権制度改正委員会設置の件」が審議され、設置が決定した（初代の委員長は、長井亜歴山（第二）である。）¹⁸。

これまでに、工業所有権法制の大改正に際して、臨時に改正調査委員会が組織されたことはあったが¹⁹、常設の委員会として設置されたのは、この時からである。日弁連で、かかる常設の委員会の設置が検討された契機は、昭和37年12月12日に通商産業省（現・経済産業省）内に「工業所有権制度改正審議会」が設置され²⁰、昭和37年12月19日付けで福田一通産大臣から工業所有権制度改正審議会会長宛に、工業所有権制度の基本的事項の改正についての諮問²¹が発せられたこ

17 日弁連には、日弁連会長直轄の専門機関として研修を受け持つ「総合研修センター」が存在し、同センターと協働して知財研修を実施している。

18 ちなみに、初代のメンバーは、委員長の外、副委員長は松本重敏（東京）及び鶴沢晋（第一）、委員は、川口庄蔵（東京）、穴道進（東京）、和久井宗次（東京）、永田大二郎（第一）、松方正広（第一）、内田護文（第二）、石黒淳平（大阪）、野間正秋（京都）、佐治良三（名古屋）、三原道也（福岡）であった。委員長の長井亜歴山（「アレキサンダー」、弁護士会登録名は「あれきざん」。母がドイツ人であったこともあり、家庭内ではドイツ語で会話されていたともいわれる。）は、外交官の経歴をも有し、著名な国際派の弁護士であった。喘息や風邪などの治療薬の成分であるエフェドリンを発見・抽出し、日本の近代薬学の開祖とも称される薬学者の長井長義の長男である。

とによる。日弁連においても、かかる工業所有権制度の改正に対応すべく、この分野に造詣の深い少数の（10名～15名程度の）委員をもって構成する特別委員会を設けて研究を委嘱し、日弁連の意見を審議会に反映することとされたものである。

② 「無体財産権制度委員会」

「工業所有権制度改正委員会」は、1972年（昭和47年）2月19日の日弁連理事会で、「無体財産権制度委員会」へと名称が変更された（当時の委員長は、光石士郎（第二）である。）。これは、それまで、著作権分野への対応が手薄であったことから、爾後、著作権分野のエキスパートも5名以内で増員して、この分野に対する対応力も強化するべきものとされたからである。著作権法は、講学上、工業所有権法に属するものではないので、より射程の広い「無体財産権」という名称が適切とされて、名称変更がなされたものである。

③ 「知的所有権委員会」

「無体財産権制度委員会」は、1989年（平成元年）2月17日の日弁連理事会で、「知的所有権委員会」へと名称が変更された（当時の委員長は、本間崇（東京）である。）。これは、この当時、マスコミ報道等をも、この名称よりも、「知的所有権」という用語が一般的に使用されていたので、そのように名称を変更すると共に、これまで委員会の設置根拠が理事会決議に基づくものであったところ、これを機に特別委員会の設置要綱が整備されたものである。

④ 「知的財産制度委員会」

「知的所有権委員会」は、2003年（平成15年）9月20日の日弁連理事会で「知的財産制度委員会」に改称された（当時の委員長は、小松陽一郎（大阪）である。）。これは、同年7月8日に政府の

19 特許庁における工業所有権制度の改正審議に対応するため（より具体的には、昭和25年7月31日に通商産業省内に通産大臣の諮問機関として「工業所有権制度改正調査審議会」が設置され、昭和25年12月20日付けで特許庁長官より日弁連に対し、同審議会に対して昭和26年3月末頃までに意見の提出を求める内容の「工業所有権制度改正についての意見の提出」と題する諮問書が送られたので、これに対応すべく）、昭和25年12月23日の理事会決議に基づき、「工業所有権制度改正調査委員会」が設けられ、昭和26年3月5日に設置された。委員の数は10名であり、同委員会の初代委員長は、中松潤之助（第二）である。そして、特許審判と訴訟問題についての意見書を決定し、日弁連会長に報告した。昭和32年度、東京高裁長官より「特許法128条ノ4第2項に規定する書類（特許庁における拒絶査定不服抗告審判事件の記録）の取扱い方を改むる件」につき照会があったので、これに対する意見を決定したのを最後に同委員会の任務が終了したとして廃止された。

20 審議会開催の趣旨は、「自由化の発展とともに、わが国産業の長期発展の如何は、画期的な技術開発の成否に強く左右されることとなった。とくに、近年における科学・技術の進歩は、巨額の研究投資を基盤として、ますますの歩を早め、企業の立場ばかりでなく、国民経済の立場からも、研究成果たる発明等が、工業所有権制度によつて的確に権利化され、かつ、その内容が迅速に公開されなければならない必要性は、とみに高まりつつある。このような状況の下に、諸外国の経験をも参酌しつつ、現実的立場に立って、工業所有権制度の新時代への適応を図り、制度の目的を十分に達成するための、そのあり方に根本的な検討を加えるべき段階にあると思われる。以上の趣旨により、この際、工業所有権制度の基本的あり方について検討するため、工業所有権制度改正審議会を運営し、有識者の意見を求めようとするものである。」というものであり、昭和37年当時ももとより、現在においても、依然として通用するような内容であることが興味深い。

21 諮問内容は、「内外情勢の推移とわが国経済の要請に即し、工業所有権制度の目的を十分に達成するため、制度の基本的事項の改正について、貴審議会の意見を求める。」というものであった。

知的財産戦略本部から公表された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において、今後は、法令、条約等において使用されている「知的所有権」という用語を可能な限り「知的財産権」という用語で統一していくこととされたので、これに対応するための名称変更である。なお、知的財産権制度委員会の目的・任務は、「1 知的財産権についての調査・研究、2 知的財産権に関する立法および制度についての立案、3 各種審議会、その他政府関係機関に対し、知的財産権に関する日弁連の見解を反映させること」とされた（知的財産制度委員会設置要綱2条）。委員の数は、35名以内とされた。

(2) 「知的財産政策推進本部」の系譜

前述のとおり、小泉内閣は、2002年（平成14年）2月25日、わが国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るために、首相官邸内に内閣総理大臣が開催する会議として「知的財産戦略会議」を設置し、同会議は、同年7月3日に「知的財産戦略大綱」を公表した。

かかる動きに即応するため、日弁連においても、2002年（平成14年）6月22日の理事会で、知的財産に関する国家戦略の司法関連事項（知的財産権に関する紛争処理手続き、知的財産関連の法曹養成問題、弁護士研修、その他）について、政府や関連諸団体と協議・交流し、政策を提言するとともに、知的財産関連の法曹養成等、自らが実現すべき課題について積極的に取り組むことを目的として日弁連会長を本部長とする「知的財産政策推進本部」を設置した（知的財産政策推進本部設置要綱2条、当時の本部長は、本林徹日弁連会長である。）。

同本部の委員の数は、50名以内とされ、地域性にも配慮しつつ、日弁連会長が知的財産訴訟実務に精通した者（弁護士）に委嘱する形で選任された。

(3) 「知的財産制度委員会」と「知的財産政策推進本部」の統合・発展

前記のとおり、昭和38年以来（臨時の委員会も含めると昭和26年以来）、工業所有権や著作権法制について、主として法理論的な観点から調査研究活動がなされてきた「知的財産制度委員会」と、知的財産関係分野における政策提言等を目的とする「知的財産政策推進本部」とは、別個の系譜を有し、それぞれに活動していたものであるが、法制の理論面における調査研究と政策提言等とは、互いに無縁ではなく、むしろ表裏をなすものということで活動に重複する部分もあった。そこで、その二つの組織を統合して活動するのが合理的であるとの判断で、2009年（平成21年）、発展的に統合されることとなり、委員数85名以内という日弁連内の他の委員会の規模と比較しても大規模な知財専門の特別委員会が誕生し、その名称も「日弁連知的財産センター」と改められたものである。

6. 「弁護士知財ネット」の創設

上記の日弁連の「知的財産政策推進本部」の活動の中から誕生した組織として「弁護士知財ネット」が存在する²²。

弁護士知財ネットは、知的財産高等裁判所の創設と軌を一にして2005年（平成17年）4月8日

22 弁護士知財ネットの詳細については、ウェブサイト<http://www.iplaw-net.com/index.html>を参照。なお、ウェブサイト管理等、組織運営の事務作業については、設立趣旨に賛同頂いた民事法研究会にお世話願っているが、弁護士知財ネットは、会員の年会費のみで運営され、活動している非営利の組織である。

に設立された全国規模のネットワークであって、弁護士の知的財産関連業務における地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指し、専門人材の育成や司法サービスの基盤確立を目的としている（初代の理事長は、日弁連事務次長経験者の藍谷邦雄（第二）である。）。日弁連は連合体であり、直接外部からの知財関連業務の相談や受託等を受けることが難しい面もあるので、知的財産法に造詣の深い弁護士が中心となって、いわば別働隊という意識で創設された知財専門組織である。弁護士知財ネットでは、より機動的に、より広域に業務対応でき、かつ個々の地域では地域のニーズや特性に応じた地域密着型の知財リーガルサービスの提供もなし得るようにと、全国を8つのブロック（北海道地域会、東北地域会、関東甲信越地域会、中部地域会、近畿地域会、四国地域会、中国地域会、九州・沖縄地域会）に区分けして活動を展開している。知財センターの委員の多くは、弁護士知財ネットの理事も兼務しており、両組織は平仄を合わせながら活動を継続してきている。

九州・沖縄地域会は、地理的にアジアに開かれた窓口ともいえることから、いち早く地元企業の海外展開のリーガルサービスプランを開発し、「中国進出リーガルパック」や「中国取引リーガルパック」等として安価かつ定額のパックプランを提供している²³。

7. 知的財産仲裁センターの活動

日本弁理士会と日弁連とは、1998年（平成10年）3月、工業所有権（産業財産権）の分野での紛争処理を目的として「工業所有権仲裁センター」という名称のADR（裁判外の紛争解決手段を担う機関）を設立した（同年4月1日から運営を開始）。その後、取り扱い分野を知的財産権一般に広げ、その名称も2001年（平成13年）4月から「日本知的財産仲裁センター」と変更した。

日弁連では、かかる「日本知的財産仲裁センター」の運営及び支援を担う特別委員会として、「『日本知的財産仲裁センター』の事業に関する委員会」を設置している（委員の数は40名以内）。同委員会の委員の多くは、知財センターの委員が兼務している。また、「日本知的財産仲裁センター」には、東京本部、関西支部、名古屋支部のほか、北海道、仙台、広島、高松、福岡と5箇所に支所が設けられているが、その各支所の設立、運営には、弁護士知財ネットの各地域会のメンバーが中核スタッフとして関与している。

8. おわりに

知的財産法制は、グローバルで熾烈な競争に晒されているわが国産業の競争力の維持・向上という観点から、ややもすれば知的財産の保護強化・独占権の強化という一面的な価値観が強調されがちであるが、著作権法にもみられるとおり、国民生活の私的領域に直接的に入り込む法分野も存在している。知財センターにおいては、「基本的人権の尊重と社会正義の実現」（弁護士法1条）という弁護士の使命を常に意識しつつ、司法制度を担う実務法曹の立場から、全法秩序の中にあってバランスのとれた知的財産法制の構築並びに実務運用を目指し、今後とも鋭意努力をしていく所存である²⁴。

以 上

23 弁護士知財ネット九州・沖縄地域会のウェブサイト（<http://www.iplaw-qo.net/legalpack/>）を参照されたい。

24 本稿を作成するに際し、日弁連法制部法制第一課所属の澤井泰孝氏（知財センター担当事務局）には、古文書の様相を呈する日弁連の過去の記録を調査して頂いた。記して謝意を表する。